

## Ⅱ. 成長と分配の好循環に向けた「人への投資」

### 人への投資パッケージ、円滑な労働移動の推進等

新しい資本主義の実現に向け、2024年度までの3年間に4,000億円規模の予算を投入する施策パッケージを講じ、「人への投資」の抜本的強化を図り、デジタル分野等の人材育成、社会全体で学び直しを促進するための環境を整備するとともに、成長分野への円滑な労働移動が可能となるよう支援する。

#### ○人への投資パッケージ 1,101億円（1,019億円）

- ① 人材開発支援助成金による企業におけるデジタル人材等の育成の推進
- ② キャリアアップ助成金による正社員化の推進
- ③ 専門実践教育訓練給付の充実及び支援の拡充
- ④ 受講者の特性に対応した新たな教育訓練手法のコンテスト方式による選定、開発・試行
- ⑤ 学び直しを後押しするキャリアコンサルティング機能を拡充したキャリア形成・学び直し支援センター（仮称）の整備
- ⑥ 産業雇用安定助成金による在籍型出向を活用したスキルアップ支援の新設
- ⑦ 特定求職者雇用開発助成金による成長分野への労働移動の円滑化支援等

令和5年度概算要求額 **677**億円（698億円） ※（ ）内は前年度当初予算額

うち人への投資促進コース **505**億円（504億円）

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

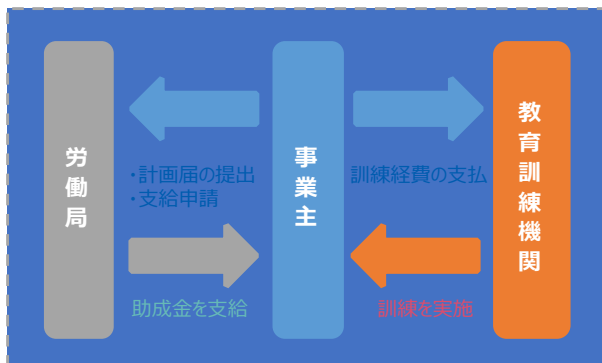
- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要があるため、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、人への投資を抜本的に強化するため、3年間で4,000億円の施策パッケージを講じ、デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や人材育成を強力に推進していくこととされたことを踏まえ、国民の方からのご提案をもとに、令和4年度から令和6年度までの間、「人への投資促進コース」を設置して、人への投資を加速化するため集中的に支援する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 労働者の自律的・主体的な学び・学び直しへの支援のため、以下の訓練の助成率の引き上げを行う。【拡充】
  - ・ 定額制訓練：助成率45(30)%→60(45)% ※()内は中小企業事業主以外
  - ・ 自発的職業能力開発訓練：助成率30%→45%

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注（ ）内は中小企業事業主以外		
		OFF-JT		OJT
		経費助成	賃金助成	実施助成
特定訓練コース	労働生産性向上訓練、若年人材育成訓練、熟練技能育成・承継訓練	45(30)%	760(380)円/時・人	20(11)万円/人
	認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)			
一般訓練コース	特定訓練コース以外の訓練	30%	380円/時・人	
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成		
特別育成訓練コース	一般職業訓練	正社員化70% 非正規維持60%	760(475)円/時・人	10(9)万円/人
	有期実習型訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)			
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75(60)%	960(480)円/時・人	
	成長分野等人材訓練	75%	960円/時・人 ※国内大学院	
	情報技術分野認定実習併用職業訓練(OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円/時・人	20(11)万円/人
	<b>定額制訓練</b>	<b>60(45)%</b>		
	<b>自発的職業能力開発訓練</b>	<b>45%</b>		
	長期教育訓練休暇制度(30日間以上)の導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時	
	教育訓練短時間勤務制度及び所定外労働免除制度を導入し、労働者が当該制度を活用して訓練を受けた場合	20万円 ※制度導入助成		

※生産性要件を満たした場合、割増分を追加で支給（高度デジタル人材訓練及び成長分野等人材訓練を除く。）。



令和3年度実績：31,137件（支給決定件数）

令和5年度概算要求額 268億円 (268億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

- 人材育成の強化のため、「人への投資」施策パッケージを創設し、民間ニーズを反映しつつ取り組んでいるところ。
- 働く方一人一人の成長を実現し、それを実感できるような視点に立ち、企業を通じた支援のうち労働者の自律的・主体的な学び・学び直しを強化し、本キャリアアップ助成金により、訓練修了後の正社員化を推進する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### 令和3年度補正と令和4年度に拡充した助成メニュー

- 人材開発支援助成金における特定の訓練修了後に正社員化した場合に助成額を加算する。

#### 民間のご意見を踏まえてメニュー化した訓練

- ①自発的職業能力開発訓練 ②定額制訓練 ③高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練 ④長期教育訓練休暇等制度

#### 特定訓練コース

労働生産性向上訓練のうち、IT技術の知識・技能を習得するための訓練（ITSSレベル2）

#### 特別育成訓練コース

一般職業訓練、有期実習型訓練

### 令和5年度の見直し内容

- 人材開発支援助成金における以下の訓練修了後に正社員化した場合に、**助成額を加算を引き上げる。**

#### 民間のご意見を踏まえてメニュー化した訓練

- ①自発的職業能力開発訓練 ②定額制訓練

- 助成額を加算を以下のとおり引き上げる。

有期→正規の場合 +95,000円 ⇒ **+110,000円** (大企業も同額) | 無期→正規の場合 +47,500円 ⇒ **+55,000円** (大企業も同額)

- 参考: 実際の正社員化コースにおける1人当たりの助成額

有期 → 正規の場合 57万円 (42万7,500円) → **68万円** (53万7,500円) | 無期 → 正規の場合 28万5,000円 (21万3,750円) → **34万円** (26万8,750円)

※実施主体は都道府県労働局 ※助成額は中小企業への支給額。( )内は大企業。 ※生産性要件を満たしている場合は、上記の約125%の助成額。

令和5年度概算要求額 100億円(96億円) ※()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付」において、経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しを支援するため、デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大と働きながら受講しやすい環境の整備を図る。

## 2 事業の概要

### (1) デジタル分野等の成長分野の訓練機会の拡大(拡充)

- デジタル分野等の成長分野の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- デジタル関係等の講座について、カリキュラムの弾力的運用を求める訓練機関からの要望を踏まえ、受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めるなど、効率的・効果的な講座の運営を可能とする。

### (2) 働きながら受講しやすい環境の整備(拡充)

#### ① 仕事と受講の両立

- オンライン・土日・夜間対応の講座を拡大する(訓練機関に講座の開設を促す)。
- 受講者の習得状況等に応じてカリキュラムの一部選択制を認めることにより、在職者等が業務に必要な講座の受講をしやすくする(再掲)。

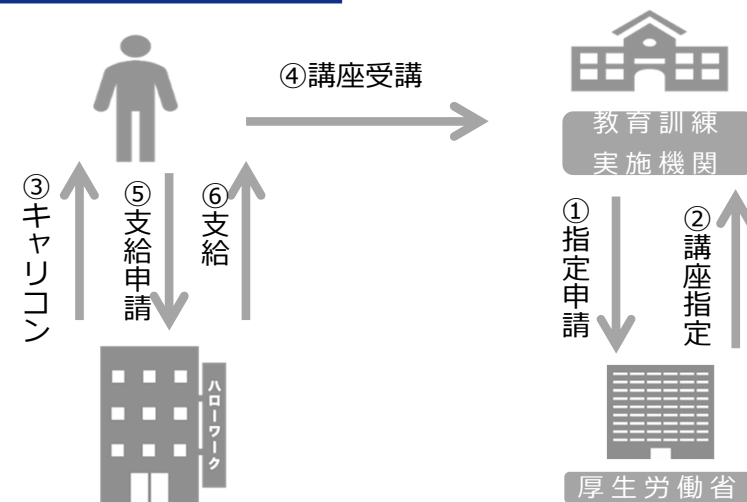
#### ② 訓練前キャリアコンサルティングの利便性向上

専門実践教育訓練・特定一般教育訓練の支給申請手続において、必須となっている訓練前キャリアコンサルティングについて、オンラインで受けることも可能(現行：対面のみ)とする。

### (3) 特別申請期間の設定(拡充)

デジタル分野等成長分野講座やオンライン・土日・夜間対応講座について、通常の指定申請とは別に、集中的に指定申請を受け付ける特別申請期間(令和4年12月～令和5年1月：講座指定は令和5年4月)を設けて指定拡大を図る(集中指定申請・制度周知キャンペーンとして実施)。

## 3 スキーム



事業実績：令和4年度から実施

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援

## 専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内(妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内)の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練(専門実践教育訓練)を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給

### <給付の内容>

- 受講費用の50%(上限年間40万円)を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%(上限年間16万円)を追加支給

### <支給要件>

- 雇用保険の被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)を有する者

## 教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練(通信制・夜間制を除く)を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの(令和6年度末までの暫定措置)

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

## 専門実践教育訓練の指定講座について

指定講座数:2,627講座(令和4年4月1日時点) ※以下①~⑦は当該講座数の内訳

①業務独占資格または名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程

講座数:1,614講座  
例)介護福祉士、看護師等

②専修学校の職業実践専門課程およびキャリア形成促進プログラム

講座数:672講座  
例)商業実務、衛生関係等

③専門職学位課程

講座数:93講座  
例)教職大学院、法科大学院等

④大学等の職業実践力育成プログラム

講座数:153講座  
例)特別の課程(保健) 特別の課程(社会科学・社会)等

⑤一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程

講座数:3講座  
例)情報処理安全確保支援士等

⑥第四次産業革命スキル習得講座

講座数:92講座  
例)AI、データサイエンス、セキュリティ等

⑦専門職大学、専門職短期大学、専門職学科の課程

講座数:0講座

令和5年度概算要求額 6.1億円 (-) ※ ()内は前年度当初予算額

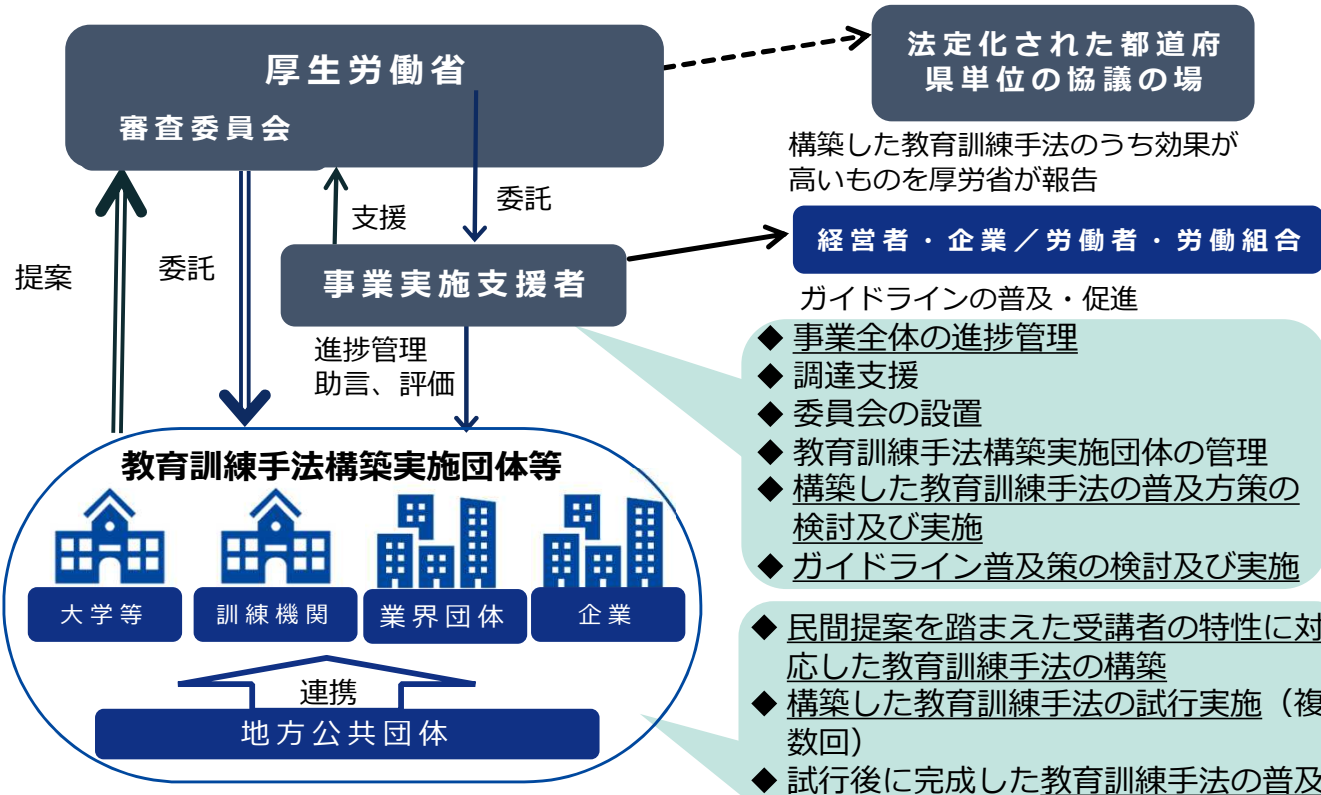
労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

民間からの提案募集において、「女性非正規雇用労働者向けの伴走支援を付したIT人材育成プログラムの実施」「中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット等の実施」「管理職向けの人材マネジメント研修の実施」など多数の提案があったことから、こうした幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。

さらに、令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」(ガイドライン)について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等



### <想定される教育訓練手法の内容>

(例)

- 女性非正規雇用労働者やひとり親などの生活困窮者や就職氷河期世代を訓練修了及び就職に導くための伴走支援手法の構築
- 中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット・スキルチェンジを行うための手法の構築
- 管理職 (現場のリーダー) のマネジメント能力向上のための訓練プログラムの実効性を上げるための手法の構築

(※1) 教育訓練手法の構築内容はカリキュラムや教材に加え、訓練開始前から就職・キャリアアップまでを伴走型で支援するために必要なノウハウ・手法、講師の育成等を含む。

(※2) ガイドラインの普及・促進は、リーフレット等の制作、シンポジウムの開催、経済誌・新聞・インターネット記事掲載及び先行事例の収集、展開を想定。

拡充

# キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）

令和5年度要求額 22億円（15億円） ※（）内は前年度当初予算額（重点要求の「人への投資パッケージ」の令和4年度当初予算額には含まない）

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※1）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

## 2 事業の概要・スキーム・実施主体等

### ◆実施体制

#### 【全国カバーのサービスを提供】

#### キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）

・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置（R4年度19か所）

- 各拠点に、職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講したキャリアコンサルタントを常駐。
- 拠点から遠隔の地域や関係機関（自治体、企業・事業主団体、教育機関等）に巡回等で支援。
- 事業主団体、都道府県、労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関とも連携

#### 【相談窓口について】

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応じ、平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備
- キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

### ◆実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者（株式会社等）

### ◆支援メニュー

#### 【労働者等支援】

- キャリア形成や学び直しの必要性を感じているがどういった学び（目的・方法・内容）等をしてよいか分からない者
- 在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない在職者
- 受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練情報の提供等を行う

#### 【企業等支援】

- ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
- セルフ・キャリアドック（※2）導入支援（相談・技術的支援、セミナー等）
- 雇用型訓練の実施を計画する企業に対する支援（訓練計画の策定支援等）等により、企業等に対しても、キャリア形成や学び直し等に関する支援を行う

### ◆期待される効果

- 公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進
- 企業（特に中小規模）や非正規雇用労働者等のキャリア形成や学び・学び直しを促進

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充

※2 「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和5年度概算要求額 **72億円**（－） ※（）内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

在籍型出向は、自社にはない実践の場における経験から新たなスキルを習得することが期待できるため、労働者のスキルアップを在籍型出向により行う場合に、労働者を送り出す事業主に対して助成することにより在籍型出向を推進し、企業活動を促進するものであり、雇用機会の増大等雇用の安定を図ることを目的とする。

## 2 事業の概要

### ○助成内容

労働者のスキルアップのため在籍型出向を実施する事業主（出向元）に対し、当該事業主が負担した出向労働者の賃金の一部を助成

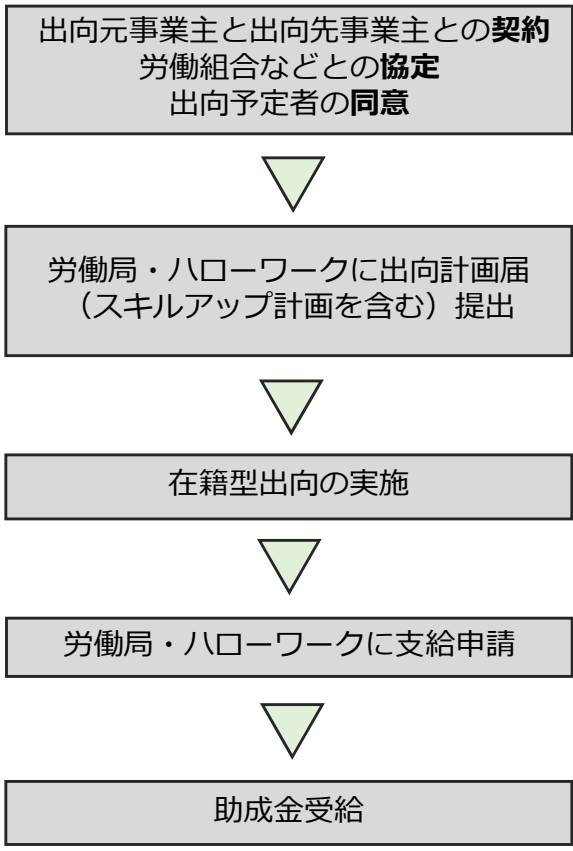
	中小企業	中小企業以外
助成率	2/3	1/2
上限額	8,355円／1人1日当たり	
支給対象期間	最長1年間	
支給対象人数	最大5人	

## 3 想定される活用事例

- DXを目指す企業がIT企業への在籍型出向を通じて、従業員のデジタル技術やその活用技術を習得
- 自動車関連の工場への在籍型出向を通じて、モノづくりにおける品質管理と工程改善の手法や考え方を習得

## 4 事業スキーム

### ○助成金支給までの流れ





# 特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)

令和5年度概算要求額 **127**億円 (150億円) ※ ()内は前年度当初予算額

労働保険特別会計			一般 会計
労災	雇用	徴収	
	○		

## 1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、**高齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大**を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、人への投資を抜本的に強化するため、3年間で4,000億円の施策パッケージを講じ、**デジタルなど成長分野への労働移動の円滑化や人材育成を強力に推進**。
- **就職が特に困難な者を継続して雇い入れた上で、人材育成や定着にも取り組む事業主**を支援する**高レート**の助成コースを令和4年度より設置。就職が特に困難な方の成長分野における就職機会拡大と定着促進を図る。

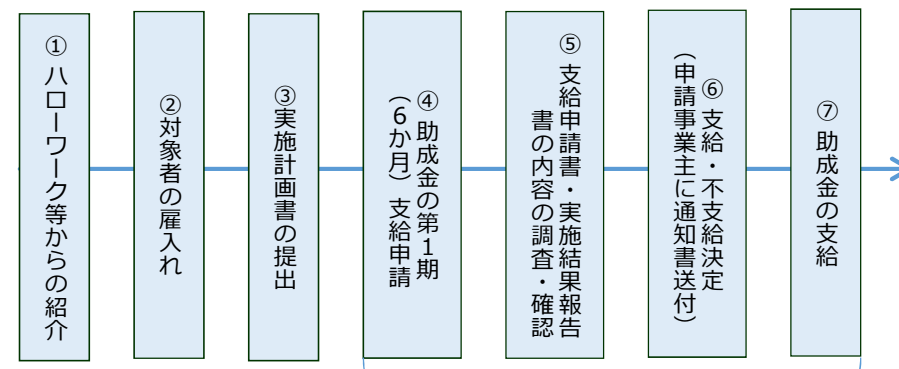
## 2 事業の概要・スキーム

対象労働者/事業主	助成期間	支給額	その他
<p><b>【対象労働者】</b> 高齢者、障害者、母子家庭の母等、就職氷河期世代など、現行の特定求職者雇用開発助成金の対象労働者全て</p> <p><b>【対象事業主】</b> 民間から提案のあったデジタル・グリーンなどの<b>成長分野の事業主</b></p> <p>※ 成長分野の事業主は、<b>対象労働者が従事する業務内容を考慮して判断</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>デジタル、DX化関係業務</b></li> <li>・ <b>グリーン、カーボンニュートラル化関係業務</b></li> <li>・ <b>上記以外の民間から提案のあった成長分野関係業務</b></li> </ul>	<p><b>1～3年</b></p> <p>※支給額は半年経過ごとに支給。</p>	<p><b>45万円</b></p> <p><b>～360万円</b></p> <p>※対象労働者一人当たり ※現行コースの1.5倍。</p>	<p>人材育成や定着の確保を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>実施計画書</b></li> <li>・ <b>実施結果報告書</b></li> </ul> <p>の提出を義務化。</p>

## 3 実施主体等

実施主体：国  
事業実績：令和4年度から実施

### 事業スキーム



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要